



石川労働局発表  
令和6年11月20日(水)

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室  
室長 南出 清一  
室長補佐 石間 康時士  
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

「石川県特定（産業別）最低賃金」を改正します  
— 業務改善助成金・キャリアアップ助成金の活用を！ —

石川労働局（局長 <sup>やぎ</sup>八木 <sup>けんいち</sup>健一）は、10月5日に発効した石川県最低賃金（時間額984円）よりも高い水準で設定される「石川県特定（産業別）最低賃金」の改正について、11月26日までの官報に公示します。

改正後の石川県特定（産業別）最低賃金は、時間額994円～1,040円となり、令和6年12月31日から発効します。詳細は【資料1】をご覧ください。

石川労働局では、改正後の石川県特定（産業別）最低賃金について、県内の対象となる産業の事業場・労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」・「キャリアアップ助成金」等【資料2～4】を周知します。

また、11月26日（火）から効力発生日の12月31日（火）までを「石川県特定最低賃金集中周知期間」として以下の取組を行います。

【周知強化期間の主な取組】

- 関係団体に対する労働局長による要請
  - ・ **日本労働組合総連合会 石川県連合会 会長への要請**  
11月26日(火) 9:15～（於：石川県勤労者福祉文化会館6階 連合会事務所）
  - ・ **一般社団法人 石川県経営者協会 会長への要請**  
11月26日(火) 10:15～（於：金沢商工会議所会館3階 協会事務所）
- ※ 要請場面の取材（カメラ入り含め）が可能です。令和6年11月25日(月) 16時までに上記照会先へご連絡ください。  
上記を含め、県内使用者団体、石川県社会保険労務士会など、計7団体へ労働局長が訪問し、要請・意見交換します。
- 広報誌への掲載やリーフレットの配架などの協力を要請

※ 業務改善助成金については、石川労働局雇用環境・均等室(076-265-4429)、キャリアアップ助成金は、石川労働局職業安定部職業対策課(076-265-4428)までお問合せください。